

Ⅲ 佐賀県の男女共同参画関連施策の概要

基本方向1 男女共同参画推進の基盤づくり

重点目標(1) 男女共同参画について男女双方の意識の形成

(単位:千円)

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
広報ガイドラインに基づく表現	国が策定する男女共同参画の視点からの広報ガイドラインに基づき公的機関の発行する広報・出版物について、性別に基づく固定観念にとらわれない表現とする。	—	—	全部局
「県民だより」等による広報事業	県内全世帯へ配布される「県民だより」等を活用して、男女共同参画社会づくりの意識啓発を図る。	73,962	77,729	広報広聴課
ハラスメント(セクハラ・パワハラ・その他ハラスメント)相談員の設置	各所属に相談員(所属長及び所属長が指定する職員)を配置し、苦情相談に対応できる体制を整備する。	—	—	人事課
「特定事業主行動計画」の推進	県が一事業所として率先して仕事と家庭・地域生活の両立がしやすい職場を目指す行動計画に基づき、環境整備を進める。	—	—	
生涯学習センター事業	生涯学習センターにおける人材育成事業、学習機会提供、交流促進事業を通して、県民が生涯のいつでもまなぶことができ、その成果が活かされる生涯学習の振興を図る。	56,721	56,692	まなび課
学習機会提供・相談事業	県内の生涯学習センターや各市町、公民館、各種機関や団体等で行われている講座等の学習機会の情報を効果的に提供する。また、生涯学習に係る相談を受ける。			(生涯学習センター)
生涯学習の交流促進事業	県内の生涯学習・社会教育の状況を調査し、情報を収集する。学習者同士が交流することによってさらに生涯学習を深める機会を提供する。			
人材育成事業	生涯学習に携わる人材の育成を目指した学習機会を提供する。生涯学習関係機関・関係者の課題解決に向けて男女共同参画の視点に配慮し支援を行う。			
男女共同参画週間の広報・啓発	男女共同参画社会基本法の公布・施行日(平成11年6月23日)を踏まえて定められた男女共同参画週間(6/23~6/29)において、広報紙「アバンセNOW」や「県民だより」等を活用し、啓発の推進を図るとともに県民への周知を行う。	—	—	
基本計画の普及・啓発	「第5次男女共同参画基本計画」の普及・啓発を図るためにセミナーを開催するとともに、計画を着実に遂行するため、県民や企業等へ男女共同参画の実現に向けた協力等を要請する。	—	—	
男女共同参画推進審議会の開催	有識者や公募により委員を構成し、男女共同参画基本計画の推進状況の検証、確認、現状の把握、分析をしてもらい、年次報告として公表する。また、男女共同参画施策の推進に関して必要な事項については、意見を聞くなど、連携をとりながら施策を推進する。	225	449	男女参画・女性の活躍推進課
県職員の男女平等意識の向上	県職員の男女共同参画に関する理解を深め、意識啓発を図るため、研修を行う。 ・男女共同参画推進員研修 等	—	—	
市町男女共同参画行政主管課長会議の開催	会議を通じて男女共同参画に関する情報を提供し、市町における取組の推進を支援する。	—	—	
「男女共同参画の現状と施策」の作成・公表	男女共同参画に関する施策の推進状況等を把握し、県民に報告するとともに、市町及び庁内各課の事業の指針とする。	—	—	
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	106,105	107,125	男女参画・女性の活躍推進課

注 予算額が「—」のものは、予算措置がない事業(0予算事業)である。以下同じ。

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
情報提供事業「アバンセNOW」の発行ほか	男女共同参画センター及び男女参画・女性の活躍推進課の事業等を効果的にPRし、施設の利用促進を図るため、「アバンセNOW」を発行する。また、行政施策等についての情報提供を通じて、男女共同参画社会についての県民の理解を深める。			(男女共同参画センター)
図書資料等整備事業	男女共同参画や男女間の暴力防止に関連する情報源としての図書資料を利用者に迅速に提供する。			
企画相談・コーディネート等	市町担当者、企業、民間団体、個人等からの男女共同参画に関する企画の相談に応じ、コーディネートすることにより地域での男女共同参画推進の拡がりを支援していく。			
男女共同参画お届け講座	地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体(県民)を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。			
男女共同参画フォーラム	男女共同参画社会の推進を図ることを目的に、男女共同参画に関するフォーラムを開催する。			
市町男女共同参画課担当職員研修(基礎・実践)	男女共同参画の行政担当者に、男女共同参画に関する基本的認識を促すとともに住民一般への啓発普及を促進する。			
男女共同参画センター会議等への参加	男女共同参画センター等が互いの課題を共有、検討することにより複雑多様化するニーズに対応する事業展開を図るとともに、各センター間の連携を深める。			
災害時避難所マニュアル作成・情報提供事業	県内外で策定されている災害時避難所マニュアルをもとに、男女共同参画の視点から、市町に対して災害時避難所マニュアルの作成及び新たに盛り込むべき事項等について情報提供を行う。			
学生への意識啓発事業	大学、短期大学の学生に対し、キャリアアップ等について講演会を開催し、男女共同参画意識の啓発を図る。			
男女共同参画関連イベント情報提供事業	市町や民間団体が実施する男女共同参画イベントの情報を収集し、機関誌等で広く情報を提供する。			
県民向け講演会	DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)に合わせ、県民を対象とした「女性に対する暴力防止講演会」を開催する。			(DV総合対策センター)

重点目標（２）幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成

(単位：千円)

事業名	事業内容	R4年度	R4年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
生涯学習センター事業 (再掲)	生涯学習センターにおける人材育成事業、学習機会提供、交流促進事業を通して、県民が生涯のいつでもまなぶことができ、その成果が活かされる生涯学習の振興を図る。	56,721	56,692	まなび課
学習機会提供・相談事業	県内の生涯学習センターや各市町、公民館、各種機関や団体等で行われている講座等の学習機会の情報を効果的に提供する。また、生涯学習に係る相談を受ける。			(生涯学習センター)
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業(再掲)	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	106,105	107,125	男女参画・女性の活躍推進課
高校・大学生向けDV予防教育事業	県内高等学校及び大学等の生徒・学生を対象に、各学校において、交際間における暴力(デートDV)を未然に防止するための講演を実施する。			(DV総合対策センター)
中学生向けDV予防教育事業	県内中学校の生徒を対象に、各学年の発達段階に応じ、命の教育、暴力の予防、性感染症予防などについての授業を実施する。			
小学生向けDV予防教育事業	県内の小学校高学年の生徒を対象に、命の教育、暴力の予防などについての授業を実施する。			
保育士や幼稚園教諭、認定こども園保育教諭の研修	保育の実施に際して、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮すること等が盛り込まれた保育所保育指針等に則った研修が行われるよう支援する。	4,000	4,500	こども未来課
青少年にとってより良い社会の環境づくり事業	青少年を取り巻く有害な環境の浄化を促進するため、関係業界への自粛、自製の協力要請を強化するとともに、啓発活動を積極的に行い、地域の団体、住民などによる活動を推進し、支援を行う。	1,512	1,450	
新規採用教職員研修 (教育振興課主催の新規採用教職員開校式にて実施)	服務関係を中心とした研修の中で、ハラスメントの防止についての講義及び育児休暇等の男性職員の取得促進について講義を行う。	—	—	教職員課
学校におけるハラスメント相談員等の設置	各学校に相談員(学校長)及び相談窓口担当者(学校長が指定する職員)を配置し、苦情相談に対応できる体制を整備する。	—	—	
新規管理職研修	県立学校の新任校長・教頭等の研修の中で、セクシャルハラスメントの防止について講話を実施する。	73 6	73 6	教職員課、 教育センター
幼稚園新規採用教員研修事業	幼稚園新規採用教員を対象に、専門的な知識及び実践的な保育技術を身につけさせることを目的に実施。子育て支援に対する男女共同参画の意識啓発という視点での講話を実施する。	303	489	学校教育課
幼稚園教諭、保育教諭、保育士等を対象とした研修会	発達段階に応じた教材や指導方法等の向上を図るため、講義や実践発表並び指導案作成等について研修し、指導者としての資質向上を図る。	7	159	
管理職を対象とした研修会	幼稚園の管理職を対象とした研修会において男女共同参画や性別役割分担意識解消に関する指導を行う。	—	—	
性に関する指導支援事業	県立学校及び市町立の学校で実施される講演会等に性に関する指導に造詣の深い講師を派遣し、性に関する指導の充実を図る。	1,310	1,423	保健体育課
性に関する指導支援事業の周知	私立学校に対し、性教育に係る講師派遣など性に関する指導に役立つ情報の周知を行う。	—	—	法務私学課(私立中高・専修学校支援室)

基本方向2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり

重点目標（3）男女間のあらゆる暴力の根絶

（単位：千円）

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
セクシュアル・ハラスメント防止の取組支援	教育等の場において、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進められるよう支援を行う。このほか、請負形態など直接雇用関係にない労働や社会福祉関係等の場においても、今後取組が進められるよう支援を行う。	—	—	全部局
県民総合相談・情報提供事業	県民総合相談・情報提供窓口「行政の窓口」を設置し、女性のための各種の情報を提供する。	17,582	18,798	広報広聴課
通年啓発事業 (R2からは人権啓発センター事業へ統合)	さまざまな人権問題の解決に向けた啓発パンフレットの作成・配布や啓発パネル・ビデオの貸出を行う。	965	885	人権・同和対策課
人権週間事業	県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権意識の普及高揚を図るため、「ふれあい人権フェスタ」を開催する。	3,356	3,356	
高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止について関係機関及び一般県民に対する広報・啓発に努めるとともに、関係機関への研修事業を実施することにより、虐待のない地域づくりに向けた取組を推進する。	1,609	1,604	長寿社会課
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業（再掲）	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	106,105	107,125	男女参画・女性の活躍推進課
DV総合対策会議	男女間のあらゆる暴力について、被害者への支援体制の強化及び暴力の根絶を目的とした事業を総合的に検討・調整し、事業実施に向けた方針・方策を決定するため、佐賀県DV総合対策会議を開催する。	/	/	(DV総合対策センター)
DV被害者支援市町連携会議	市町及び関係機関の連携強化とDV対策のさらなる充実を図るため、DV被害者支援市町連携会議を開催する。	/	/	
県内DV被害者支援民間団体等の活動支援	地域におけるDV被害者の支援やDVを未然に防止するための啓発活動等の広がりを支援するため、県内でDV被害者支援のために活動している民間団体等に対する活動支援を行う。	/	/	
DV関係機関実務者等研修	DV被害者支援に携わる相談員等の支援スキルの向上のため、事例検討や講義、ワークショップ等による研修を実施する。	/	/	
市町DV出張研修	住民に最も身近な行政機関である市町の職員に、DV被害者の心理や加害者対応などDVに対する認識を深めてもらうため、市町の希望に応じ、出張研修を実施する。	/	/	
高校・大学生向けDV予防教育事業（再掲）	県内高等学校及び大学等の生徒・学生を対象に、各学校において、交際間における暴力（デートDV）を未然に防止するための講演を実施する。	/	/	
中学生向けDV予防教育事業（再掲）	県内中学校の生徒を対象に、各学年の発達段階に応じ、命の教育、暴力の予防、性感染症予防などについての授業を実施する。	/	/	
小学生向けDV予防教育事業（再掲）	県内の小学校高学年の生徒を対象に、命の教育、暴力の予防などについての授業を実施する。	/	/	
県民向け講演会（再掲）	県民にDVについての理解を深めてもらい、DVの根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため、県民を対象とした講演会を開催する。 DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力の根絶に向けた社会的気運の醸成を図るため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）に合わせ、県民を対象とした講演会を開催する	/	/	

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
DV防止啓発展示	DVをはじめとする女性に対する暴力についての理解を深めてもらうため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、啓発パネル等を展示する。			(DV総合対策センター)
DV予防教育事業等でのアンケートの実施、分析	DV未然防止教育事業及び予防教育事業の実施前後に、生徒・学生に対するアンケートを行い、結果を分析することで、教育効果を把握するとともに、より予防効果の高い教育プログラムへの改善に役立てる。			
女性のための総合相談事業	家庭や職場、地域でのあらゆる問題について、相談者の問題解決を電話や面接により支援する。			
女性のための法律相談	DV、離婚、親権、セクハラ、金銭問題など女性が抱える問題について、法律の専門家(女性弁護士)が面接相談に応じ、相談者の問題解決を支援する。			
女性のためのこころの相談	様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士が面接相談に応じ、相談者の心のケアを図る。			
LGBTsに関する相談	LGBTsに関する相談について、相談員が電話相談に応じ、相談者の支援を図る			
女性のための市町巡回相談	相談窓口未設置の市町に対し、定期的に女性総合相談員を派遣し、住民からの相談に応じる。 相談窓口設置済みの市町に対し、重篤なDV被害の相談等、困難なケースが発生した場合等に、相談員を派遣し、市町の相談員への助言を行う。			
性暴力被害者支援事業	犯罪被害の中でも、特に潜在化しやすいとされる性暴力被害者を、急性期から回復に至るまでの中長期的な支援スキームの開発・実証を行う。			
児童・生徒に対するDVの発見・支援事業	平成24年度に策定した「児童・生徒に対するDVの発見・支援プログラム」を県内小中学校での活用を促すために、教育事務所単位での各学校の養護教諭や生徒指導担当教諭等を対象とした研修会を実施する。			
男性のための電話相談	男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性臨床心理士が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図る。			
青少年にとってより良い社会の環境づくり事業(再掲)	青少年を取り巻く有害な環境の浄化を促進するため、関係業界への自粛、自製の協力要請を強化するとともに、啓発活動を積極的に行い、地域の団体、住民などによる活動を推進し、支援を行う。	1,512	1,450	こども未来課
婦人相談員設置事業(活動費)	売春防止法第35条、38条に基づく婦人相談員の活動に要する経費	78	283	こども家庭課、総合福祉センター
婦人相談所一時保護所運営事業(事務費)	売春防止法第34条に基づく一時保護所運営費(一時保護を要する女性及び同伴者に対し、心身の安定と自立支援を行う)	2,160	2,282	
婦人相談所一時保護所処遇事業	(1) 婦人相談所一時保護所処遇費 売春防止法第34条、条例：佐賀県婦人相談所設置条例 (2) 一時保護委託(処遇費) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	2,786	3,698	
要保護婦人支援事業	要保護女子等に関する各般の問題につき相談に応じると共に、要保護女子等及びその家族につき必要な調査を行いながら支援にあたる。また、DV被害者等の自立支援に必要な経費(一時避難施設宿泊費補助経費)支援を行う。	92	73	
児童虐待対策事業	児童虐待に対する関係機関及び一般県民に対する広報・啓発に努めるとともに、関係機関への研修事業並びに児童相談所の虐待対応機能の強化を図ることにより、児童虐待の早期発見・適切な援助活動の強化を図る。	3,468	3,593	

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
児童虐待防止市町支援事業	児童虐待防止に向け、市町が実施する、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業へ補助する。	15,117	14,490	こども家庭課、総合福祉センター
DVの被害者支援を含めた被害者支援事業	被害者の心情や立場に配慮した捜査、相談活動を着実に推進するとともに、関係機関・団体等との連携強化を図る。 また、被害者支援に対する県民の幅広い理解と協力を得るための広報啓発活動を推進する。	11,638	12,390	警察本部 広報県民課
関係機関との連携協力	DV対策に関し、関係機関との連携協力を図る。	—	—	警察本部 人身安全・少年課
被害者の保護	DV被害者の保護を行う。	135	135	
被害の防止のための援助	DV被害の防止のための援助を行う。	—	—	
DV被害に関する相談受理	DV被害者等からの相談を受理する。	—	—	
ストーカー規制法の適切な運用	ストーカー規制法の適切な運用を図る。	—	—	
児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく取締り	インターネット等を利用した児童買春・児童ポルノ禁止法違反等に対する取締りを強化する。	192	191	警察本部 生活安全企画課
売春事案に対する取締りの推進	売春事案に対する取締りを推進する。	—	—	
性犯罪への厳正な対処	性犯罪の被害者の身体には加害者に関する各種資料が付着していることから、犯人特定に結びつく資料を迅速確実に採取するために、専用の資機材を用いた鑑識活動を行うほか、実況見分時に動作再現人形を使用するなど、被害者の精神的負担を軽減しながら捜査の強化を図る。	174	442	警察本部 捜査第一課
性に関する指導支援事業(再掲)	県立学校及び市町立の学校で実施される講演会等に性に関する指導に造詣の深い講師を派遣し、性に関する指導の充実を図る。	1,310	1,423	保健体育課

重点目標（４）生涯を通じた男女の健康支援

(単位：千円)

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
県さわやかスポーツ・レクリエーション祭の開催	本県の生涯スポーツの振興と明るく生き生きとした県民生活の一層の充実に寄与することを目的に開催する。	1,690	1,608	スポーツ課
総合型地域スポーツクラブの育成・推進	子どもたちが生活する身近な地域において、スポーツを通じた異年齢集団との交流を図り、だれでも参加できる「総合型地域スポーツクラブ」の育成を図る。	573	566	
周産期医療対策事業	妊娠、出産から新生児までの高度専門的医療の効果的に、安心して子どもを産むことができる環境づくりの推進を検討する。	53,972	114,910	医務課
健康アクション佐賀21推進事業	「第2次佐賀県健康プラン」を推進するため、関係機関・団体の連携を密にし、推進組織体制の充実を図る。	770	770	健康福祉政策課
市町健康増進事業	市町が40歳以上の住民を対象に実施する健康増進事業（健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導等）に補助を行う。	26,401	26,969	
がん予防推進事業	がん予防知識の普及・啓発事業を行うことにより、がん検診受診者を増加させ、がん死亡者数の減少を図るとともに、がん患者・家族の支援を行う。	30,384	30,827	
女性のがん検診受診促進強化事業	マスメディアを使った集中広報やイベント等での広報を行い、特定健診やがん検診を受けるきっかけづくりを行う。	14,027	14,074	
子宮頸がん撲滅事業	子宮頸がんの主な要因であるHPV(ヒトパピローマウイルス)の有無を調べる検査について、罹患率が高い30～44歳の年齢層の検査を無料化する。	35,396	33,352	
エイズ・特定感染症予防事業	エイズ、性感染症に関する啓発事業及び相談事業を実施する。	1,866	2,987	
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業(再掲)	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	106,105	107,125	
女性のためのこころの相談(再掲)	様々な問題により、精神的な不調を感じている女性に対して、女性臨床心理士が面接相談に応じ、相談者の心のケアを図る。			(DV総合対策センター)
男性のための電話相談(再掲)	男性が抱える家庭や職場、地域などでの様々な悩みについて、男性臨床心理士が電話及び面談による相談に応じ、相談者の心のケアを図る。			
不妊の悩み支援事業	女性の生涯を通じた健康づくりの一環として、不妊に悩む夫婦等が気軽に相談できる体制を確立する。 不妊専門相談センターを佐賀中部保健福祉事務所に設置し、より専門的な相談に対応する。 夫婦間の人工授精及び体外受精に対して、治療費の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくする。	101,979	8,343	こども家庭課
思春期からの健康支援事業	思春期の健康問題及び支援に必要な情報共有と連携の充実を図り、学校を始め、地域全体で思春期保健に取り組む。	1,820	1,309	

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
ワーク・ライフ・バランス推進事業	<p>若年層(特に学生)に県内のワーク・ライフ・バランス優良企業や、その目安となる“くるみん”等優良企業認定制度を知ってもらい、就職先として選ばれる県内企業を増やすことで、企業がワーク・ライフ・バランスWLBに取り組む意義や必要性を理解し、県内全体の底上げ、ワーク・ライフ・バランスWLB取組に対する機運の醸成を図る。</p> <p>11月を認定制度周知強化月間とし、キャンペーンを実施する。また、ハラスメント等の現状や対応方法について、県内企業の事業主や労働者を対象としたセミナーを実施する。</p>	5,264	5,264	産業人材課
性に関する指導支援事業(再掲)	<p>県立学校及び市町立の学校で実施される講演会等に性に関する指導に造詣の深い講師を派遣し、性に関する指導の充実を図る。</p>	1,310	1,423	保健体育課

重点目標（５）生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備

(単位：千円)

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
外国人と共に暮らす佐賀県づくり事業	外国人に関する総合相談窓口の設置や医療通訳サポーターの派遣、「やさしい日本語」啓発セミナー等による在住外国人支援事業を通じて、外国人住民を含む県民が共生できる社会の実現を図る。	23,610	29,452	国際課
障害者社会参加推進事業	障害者文化芸術作品展を開催することにより、障害者の創作意欲の向上と社会活動への参加を促進し、障害者福祉の増進と普及啓発を図る。	770	820	文化課
さがすたいる推進事業	お年寄りや障がいのある方、子育て・妊娠中の方など、当事者に配慮した設備やサポートなどやさしいまちのスタイル(さがすたいる)を備える店舗・施設を積極的に紹介し、当事者や県民が利用する機会を増やすことで、互いが理解を深める接点(キッカケ)が生まれ、県民ひとりひとりが当たり前のように、当事者に寄り添い支えあう、誰もが過ごしやすいまち佐賀県を実現する。	27,708	11,050	県民協働課
さがすたいるバリアフリー化補助金(R5新規)	県とともに、人にやさしいまちづくりに取り組む「さがすたいる倶楽部」の会員を対象に、店舗のバリアフリー化や小さな子どもの受入れ環境の整備等を支援する。	—	10,000	
想いつながるさがすたいる事業(R5新規)	多様な方が交流する機会づくりや、佐賀らしいやさしさに関する情報を発信・共有することで、さがすたいるの想いを広め、みんなが自然と支え合い心地よく過ごせる佐賀県を目指す。	—	16,730	
人にやさしい街づくり推進事業	ユニバーサルデザイン(以下「UD」という。)出前講座やUD作品コンテストを通してUDの考え方を学び、身のまわりにあるUDの事例に触れ、車いす体験などを通じて当事者の気持ちに寄り添う心を養うことで、UDへの理解を深め、「障がい」や「介護」、「子育て」といった垣根を越えて、誰もが暮らしやすい社会とはなにかの意識づけを行い、すべての人々が暮らしやすいまちづくりを進めることの大切さ等について、考える機会を作る。	—	—	
人にやさしい建物づくりサポート事業	相談窓口を設置し、希望する施設に対し、人にやさしい建物づくりの視点から、施設改修や備品整備、人的サービスに関する改善点をアドバイスを行い、誰もが安心して外出できる暮らしやすいまちづくりの推進を図る。	1,491	1,486	
通年啓発事業(再掲) (R2からは人権啓発センター事業へ統合)	さまざまな人権問題の解決に向けた啓発パンフレットの作成・配布や啓発パネル・ビデオの貸出を行う。	965	885	人権・同和対策課
人権週間事業(再掲)	県民の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権意識の普及高揚を図るため、「ふれあい人権フェスタ」を開催する。	3,356	3,358	

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
福祉人材センター運営事業	資質の高い福祉人材を確保するとともに、これらの人材の専門的知識・技術及び意欲を高め県民の福祉ニーズに対応した福祉サービスを提供するための事業を実施する。	5,793	5,793	社会福祉課
福祉介護人材確保支援事業	福祉・介護人材の育成支援・就労支援・定着支援により福祉人材の確保を図る。	13,550	13,550	
明るい職場づくり推進事業	介護従事者の相談窓口の設置や職場を超えた交流会等を開催することにより介護従事者が安心して働ける環境を整備する。	3,218	3,218	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者等判断能力が十分ではない者が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類の預かりサービス等を行う。	45,742	45,623	
地域共生ステーション(宅老所・ぬくもいホーム)推進事業	年齢や障害の有無に関わらず、誰もが自然に集い、住み慣れた地域の中で安心して生活していくことができるよう、様々な福祉サービスを地域住民や市民社会組織(CSO)、ボランティア等が協働し、支援していく地域の拠点整備に対し助成する。	0	8,000	
福祉サービス第三者評価推進事業	社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の第三者機関が評価し、福祉サービスの質の向上を図る。	286	239	
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、早期からの支援を実施する環境を整備する。 なお、本事業の推進により、生活困窮者の社会的、経済的自立の促進を図る。	121,026	128,359	
老人クラブ助成事業	老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対して補助する。	20,564	20,564	
老人クラブ活動推進員設置事業	単位老人クラブの育成指導及び市町村老人クラブ連合会が行う活動に対する指導を行う推進員の設置に対して補助する。	4,068	4,068	
明るい長寿社会づくり推進事業	長寿社会振興財団が行う高齢者の生きがいと健康づくりを支援する。	37,037	38,698	
在宅生活サポートセンター運営費	在宅生活の拠点施設として、介護の実習、福祉用具を利用した体験学習等を通して高齢者等の在宅生活における自立の支援、介護知識・技術の向上等を図る。	30,108	30,108	長寿社会課
認知症対応型サービス管理者等研修	認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者等を対象に、認知症高齢者介護に関する基礎知識に加えて、職員配置や勤務体制、管理者の役割など介護サービス事業所を管理運営していくための知識・技術を取得する研修を実施することにより、サービスの質の確保と向上を図る。	704	704	
認知症・高齢者安心サポート事業	認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症に対する理解と受診の促進、認知症の方への地域での生活や家族の支援の強化を図るための普及啓発等を実施する。	4,848	4,439	
若年性認知症支援センター設置事業	若年性認知症に関する相談や医療・福祉・就労の総合的な支援など、一人ひとりの状態やその変化に応じた適切な支援体制を構築するため「若年性認知症支援センター」を設置する。	4,515	4,527	

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
高齢者虐待防止事業(再掲)	高齢者虐待防止について関係機関及び一般県民に対する広報・啓発に努めるとともに、関係機関への研修事業を実施することにより、虐待のない地域づくりに向けた取組を推進する。	1,609	1,604	長寿社会課
障害者理解啓発事業	障害者月間の取組、課外授業等の障害(者)理解啓発の促進に向けた事業の実施、障害者差別解消の促進に向けた県民への周知や相談体制の整備、地域協議会の設置等を行う。	6,820	10,446	障害福祉課
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待対応の窓口となる権利擁護センターの設置や障害福祉サービス事業所等に対する障害者虐待防止に関する普及啓発等を実施する。	496	856	
ホッとコミュニケーション事業	障害者の生活の質を高め、社会参加を促進するため、障害者のICT活用能力を向上させる事業(ICT教室、ICTボランティア養成・派遣、障害者ICTサポートセンター運営等)を実施する。	13,240	13,240	
公共職業訓練(障害者)(委託訓練)	ITの基礎技術などを習得する短期間(3ヶ月)の訓練を実施する。 事業所等において実践能力を習得する短期間(3ヶ月)の訓練を実施する。	6,337	13,785	障害福祉課 (就労支援室)
女性の活躍推進佐賀県会議	国において掲げられた女性の活躍推進にかかる取組を佐賀県において実施するために、経済界が中心となり「女性の活躍推進佐賀県会議」を立ち上げた。当会議の事務局用務を行うことで、女性の活躍推進の取組の活性化を図る。	8,091	9,343	男女参画・女性の活躍推進課
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業(再掲)	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	106,105	107,125	
企画相談・コーディネート等(再掲)	市町担当者、企業、民間団体、個人等からの男女共同参画に関する企画の相談に応じ、コーディネートすることにより地域での男女共同参画推進の拡がりを支援していく。			(男女共同参画センター)
男女共同参画お届け講座(再掲)	地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体(県民)を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。			
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の生活安定とその児童の福祉の向上を図るために、事業開始資金、生活資金、児童の高校・大学への修学資金等を貸し付ける。	28,311	28,581	こども家庭課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭等に対する就業相談、訪問介護員資格等の講習会及び養育費等に関する法律相談並びに就労促進相談会を実施する。	7,937	7,951	
ひとり親家庭等相談支援事業	ひとり親家庭及び寡婦に対する就業相談事業、就業支援講習会事業、母子家庭、寡婦及び父子家庭に対する特別相談事業並びに関係機関による合同検討会議を実施し、母子家庭等の自立支援を図る。	2,703	2,714	
母子自立支援プログラム策定事業		2,510	2,706	
児童扶養手当	父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している父又は母等に対し、児童扶養手当を支給し、その生活の安定を図ることにより児童の福祉の増進を図る。	569,823	632,641	
母子・父子自立支援員による相談事業	母子家庭等の抱える生活上の悩みや問題に対して母子・父子自立支援員が相談・指導を実施することにより、その福祉の向上を図る。	579	602	

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
ひとり親家庭等医療費助成事業	市町が実施するひとり親家庭の親及び児童等への医療費助成事業に対し補助金を交付することにより、母子家庭等の福祉の向上を図る。	235,152	227,515	こども家庭課
母子家庭等生活支援講習会事業	しつけ、育児、健康管理に関する講座を県内各地で開講し、母子家庭等の福祉の向上を図る。	993	993	
母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭の母等が修学、就職活動、疾病等の事由により、一時的に介護・保育等のサービスが必要な場合に、介護人等を派遣し、その福祉の増進に資する。	1,326	1,170	
ひとり親家庭等自立促進計画策定事業	母子家庭等に対する自立支援策を総合的かつ計画的に推進するため、地域の実情に応じた「ひとり親家庭等自立促進計画(仮称)」を策定する	0	7,439	
母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親の資格取得のための技能訓練受講中の生活の安定を図るため、1年以上(令和3年度は6月以上)養成機関で修業する場合に一定期間促進費を支給し、生活費の負担を軽減する。	17,634	22,750	
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母の職業能力の開発を図るため、予め指定した職業能力の開発のための講座を受講し職業能力の開発を自主的に行う者に対して給付金を支給する。	690	198	
ワーク・ライフ・バランス推進事業(再掲)	若年層(特に学生)に県内のワーク・ライフ・バランス優良企業や、その目安となる“くるみん”等優良企業認定制度を知ってもらい、就職先として選ばれる県内企業を増やすことで、企業がワーク・ライフ・バランスWLBに取り組む意義や必要性を理解し、県内全体の底上げ、ワーク・ライフ・バランス取組に対する機運の醸成を図る。 11月を認定制度周知強化月間とし、キャンペーンを実施する。また、ハラスメント等の現状や対応方法について、県内企業の事業主や労働者を対象としたセミナーを実施する。	5,264	5,264	
産業人材確保プロジェクトの拡充と推進	産学官が一体となり、県内企業認知度向上等により、人材確保を推進する取組。県内での就職希望者向けの就職情報サイト「さがジョブナビ」の運営・管理や県内高校生や保護者を対象とした合同企業説明会の企業と就職者とのマッチング支援事業、県内企業と学生の交流会、Uターン就職活動交通費支援等を実施する。	105,443	108,249	
公共職業訓練(離転職者)(委託訓練)	ITや介護の基礎技術などを習得する短期間の職業訓練等を実施する。	218,170	350,334	
若年者就職支援事業<ジョブカフェSAGA>	学生を含めた概ね45歳未満の求職者に対し、職業適性診断、書類添削・面接指導、各種セミナーの開催、職場定着等の職業支援を行う。 併せて、併設するヤングハローワークと一体的な運営を行い、総合的な就職支援サービスを提供する。	80,930	74,850	

重点目標（6）防災・復興における男女共同参画の推進

(単位：千円)

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
災害時避難所マニュアル作成・情報提供事業(再掲)	県内外で策定されている災害時避難所マニュアルをもとに、男女共同参画の視点から、市町に対して災害時避難所マニュアルの作成及び新たに盛り込むべき事項等について情報提供を行う。			(男女共同参画センター)

基本方向3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり

重点目標（7）女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革

（単位：千円）

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
行政職員の研修機会の充実	若い時期からの研修等を通じて能力の開発、人材養成に努めることにより、女性職員の職域の拡大等に資する。	—	—	全部局
自治大学校研修への派遣	中堅幹部職員として必要な施策形成能力及び行政管理能力の習得を図るため、女性職員を自治大学校へ派遣する。	0	566	人事課
民間等主催研修への派遣	管理職に求められるリーダーシップやチームマネジメント等の能力開発・向上を図るため、女性職員を、民間や特定非営利法人が主催する女性リーダー育成のための短期集中講座等に派遣します。	0	864	
テレワーク推進事業	近年の情報通信技術の発達を踏まえ、県民へのわかりやすい説明や迅速な対応など行政サービスの質の向上、災害時等の対応、業務効率化等を図るため、テレワークを推進する。 また、テレワークを推進することにより、仕事と生活の調和を実現していく。	107,773	101,546	行政デジタル推進課
職員研修 （「女性職員キャリアデザイン研修」）	女性職員を対象とした、女性特有のキャリア開発手法等を学ぶ「女性職員キャリアデザイン研修」を実施する。	255	255	自治修習所
生涯学習センター事業 （再掲）	生涯学習センターにおける人材育成事業、学習機会提供、交流促進事業を通して、県民が生涯のいつでもまなぶことができ、その成果が活かされる生涯学習の振興を図る。	56,721	56,692	まなび課
生涯学習の交流促進事業	県内の生涯学習・社会教育の状況を調査し、情報を収集する。学習者同士が交流することによってさらに生涯学習を深める機会を提供する。	/	/	(生涯学習センター)
学習機会提供・相談事業	県内の生涯学習センターや各市町、公民館、各種機関や団体等で行われている講座等の学習機会の情報を効果的に提供する。また、生涯学習に係る相談を受ける。	/	/	
マイナス1歳からのイクカジ推進事業	妻の妊娠期（マイナス1歳期）からの意識啓発が特に重要であることから、マイナス1歳の時期に家庭におけるカジ育児のあり方をみなすためのセミナーの開催及び父子手帳の作成・配布、当該事業PRを行い、夫婦ともに家事・育児に携わる関係性を構築する。	4,235	5,054	男女参画・女性の活躍推進課
女性の活躍推進佐賀県会議（再掲）	国において掲げられた女性の活躍推進にかかる取組を佐賀県において実施するために、経済界が中心となり「女性の活躍推進佐賀県会議」を立ち上げた。当会議の事務局用務を行うことで、女性の活躍推進の取組の活性化を図る。	8,091	9,343	
女性活躍推進環境整備補助金事業	県内企業における女性活躍の推進を図るため、女性が働きやすい就業環境整備に対し補助金を交付することで、県内事業所における女性活躍を推進する。	2,710	2,910	
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業（再掲）	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	106,105	107,125	
地域で活躍する女性のためのセミナー（再掲）	政策方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の視点を政策に活かすとともに、市町の審議会等における女性委員の割合増を図るため、地域の女性リーダーとして活躍できる人材の育成に資するセミナーを開催する。	/	/	

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
男性のための介護支援講座	介護する立場にある男性に関する意識啓発を図るため、介護に関する講座を開催し、男性の介護と仕事の両立を切り口に、男女共同参画社会の実現を図る。			(男女共同参画センター)
男女共同参画お届け講座(再掲)	地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体(県民)を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。			
Startupの聖地SAGA推進事業	佐賀から世界を目指す企業や起業家の輩出のため、掘り起し、育成、事業拡大を一貫して支援。 ・掘り起し及び伴走支援を行うStartup Gateway SAGAの実施 ・ビジネスプランコンテストの開催 ・スタートアップコンシェルジュの配置 ・Startup Launch事業化補助など	53,721	70,620	産業DX・スタートアップ推進グループ
DX人材拡大推進事業	県内企業のDXの推進のため、その担い手となるDX人材の育成・確保を行う。 ・SAGA Smart Samurai(プログラミング人材講座) ・SAGA Smart Ninja(社内DXリーダー養成講座) ・SAGA Smart Terakoya(エンジニア起業・副業講座) ・SAGA Smart Community(エンジニアコミュニティの活動支援)	46,336	51,052	産業DX・スタートアップ推進グループ
経営環境変化対応資金(雇用促進対策)	女性従業員の雇用を促進しようとし、作業を容易にするための作業施設、作業設備等の改善を図ろうとする者に対し、事業資金を貸し付ける。 (※事業費は、他メニューを含めた総融資枠)	200,000	200,000	
さが創生貸付(創業・新事業展開等資金)	新規に事業を開始しようとする者に事業資金を貸し付け、独立開業を支援する。また経営革新、新連携、農商連携、さらに事業転換や新分野進出等を支援する者に事業資金を貸し付ける。 (※事業費は融資枠)	4,000,000	4,000,000	産業政策課
商工会等女性部活動推進事業 佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金(青年部・女性部活動推進費)	商工会等青年部・女性部の活動を推進するための費用を補助する。	4,625	4,625	
ワーク・ライフ・バランス推進事業(再掲)	若年層(特に学生)に県内のワーク・ライフ・バランス優良企業や、その目安となる“くるみん”等優良企業認定制度を知ってもらい、就職先として選ばれる県内企業を増やすことで、企業がワーク・ライフ・バランスWLBに取り組む意義や必要性を理解し、県内全体の底上げ、ワーク・ライフ・バランス取組に対する機運の醸成を図る。 11月を認定制度周知強化月間とし、キャンペーンを実施する。また、ハラスメント等の現状や対応方法について、県内企業の事業主や労働者を対象としたセミナーを実施する。	5,264	5,264	産業人材課
子育て世代就活サポート事業	子育て世代を対象とした就活フェスタ(子育て世代の就業に協力的な企業による合同企業説明会及び仕事への不安や悩みなどの個別相談、家庭と仕事の両立不安解消のためのワークショップ)などの開催により、子育て世代の就活の後押しを図る。	7,925	7,925	
公共職業訓練(離転職者)(委託訓練)(再掲)	ITや介護の基礎技術などを習得する短期間の職業訓練を実施する。	218,170	350,334	

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
九州・山口地域連携WLB推進キャンペーン	九州・山口各県知事及び経済界代表で構成される九州地域戦略会議では、少子高齢化や人口減少に関するプロジェクトチームを設置し、九州・山口地域が一体となって取り組むべき地方創生に係る具体的な取組の企画立案を行っている。 この取組のひとつとして、九州・山口WLB推進キャンペーンサイトを活用しWLBを推進するセミナーや企業による男性育休促進などの取組好事例等について発信する。	235	227	産業人材課
輝くさが農業女子支援事業	女性農業者が農業経営等に積極的に参画できるよう、女性農業者の段階的発展を支援する。	2,704	3,601	農業経営課
意欲的林業者グループ交換研修事業	意欲的な林業研究グループの全国的な学習活動等への参画の支援を行う。	636	673	林業試験場
女性漁業者活動支援事業	漁業経営等に大きな役割を果たしている漁村女性グループ活動等の取組を促進する。	20	20	水産課
担い手組織化活動支援事業	青年・女性漁業者の交流活動・自己啓発の場としての組織の活動に対し、一定の助成を行う。	743	743	
技術力強化支援事業	建設業に関する資格の取得等を目指す技術者を有する事業者に対し、受験料等の経費の一部を助成する。	6,642	8,100	建設・技術課

重点目標（8）政策・方針決定過程への女性の参画の推進

(単位：千円)

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
県の審議会等の女性委員の参画促進	県の各種審議会等への女性委員の参画促進に努める。	—	—	全部局
女性職員の登用促進	女性職員(教職員を含む)の役職員への登用促進を図る。	—	—	人事課、 教職員課
自治大学校研修への派遣(再掲)	中堅幹部職員として必要な施策形成能力及び行政管理能力の習得を図るため、女性職員を自治大学校へ派遣する。	0	566	人事課
民間等主催研修への派遣(再掲)	管理職に求められるリーダーシップやチームマネジメント等の能力開発・向上を図るため、女性職員を、民間や特定非営利法人が主催する女性リーダー育成のための短期集中講座等に派遣する。	0	864	
職員研修 (「女性職員キャリアデザイン研修」(再掲))	女性職員を対象とした、女性特有のキャリア開発手法等を学ぶ「女性職員キャリアデザイン研修」を実施する。	255	255	自治修習所
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業(再掲)	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	106,105	107,125	男女参画・女性の活躍推進課
地域女性リーダー養成セミナー(再掲)	政策方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の視点を政策に活かすとともに、市町の審議会等における女性委員の割合増を図るため、地域の女性リーダーとして活躍できる人材の育成に資するセミナーを開催する。			(男女共同参画センター)
男女共同参画お届け講座(再掲)	地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体(県民)を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。			
輝くさが農業女子支援事業(再掲)	女性農業者が農業経営等に積極的に参画できるよう、女性農業者の段階的発展を支援する。	2,704	3,601	農業経営課
女性漁業者活動支援事業(再掲)	漁業経営等に大きな役割を果たしている漁村女性グループ活動等の取組を促進する。	20	20	水産課
女性リーダー育成研修	教育活動や学校運営の一層の活性化を図るため、女性教員の能力開発やキャリア形成を推進し、女性リーダーを積極的に育成する。	31	31	教職員課
建設業女性活躍セミナー	建設業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により就業継続を実現するためのセミナー(講義及び交流会)を開催し、女性活躍を推進するネットワークを構築することによって、建設業がこれまで以上に女性が就業しやすい業界、ひいては男女問わず誰もが働きやすい業界になることを目指す。	386	377	建設・技術課

重点目標（9）仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり

(単位：千円)

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
育児休業者交流研修会	育児休業中の女性職員を対象に、子育てに関する悩みや職場復帰に向けた不安を解消するため、子育てという同じ状況にある職員同士が気楽に交流できる研修会を開催する。	262	312	人事課
テレワーク推進事業(再掲)	近年の情報通信技術の発達を踏まえ、県民へのわかりやすい説明や迅速な対応など行政サービスの質の向上、災害時等の対応、業務効率化等を図るため、テレワークを推進する。 また、テレワークを推進することにより、仕事と生活の調和を実現していく。	107,773	101,546	行政デジタル推進課
CSO活動の支援	すべての県民が家庭や職業上の役割のほかに、自らの特技や能力を活かしてCSOの活動を支援する等、社会的な役割の一つは持つ「プラスワン活動」を推進する。	—	—	県民協働課
生涯学習センター事業(再掲)	生涯学習センターにおける人材育成事業、学習機会提供、交流促進事業を通して、県民が生涯のいつでもまなぶことができ、その成果が活かされる生涯学習の振興を図る。	56,721	56,692	まなび課
学習機会提供・相談事業(再掲)(再掲)	県内の生涯学習センターや各市町、公民館、各種機関や団体等で行われている講座等の学習機会の情報を効果的に提供する。また、生涯学習に係る相談を受ける。			(生涯学習センター)
生涯学習の交流促進事業(再掲)	県内の生涯学習・社会教育の状況を調査し、情報を収集する。学習者同士が交流することによってさらに生涯学習を深める機会を提供する。			
人材育成事業	生涯学習に携わる人材の育成を目指した学習機会を提供する。生涯学習関係機関・関係者の課題解決に向けて男女共同参画の視点に配慮し支援を行う。			
病院内保育所運営事業	子どもを持つ看護職員の離職防止と未就業看護職員の再就業を容易にするため、保育所を設置する病院に対し、保育所運営費の一部を補助する。	15,492	32,370	医務課
女性・男女共同参画ネットワークへの支援	地域において男女共同参画推進に取り組む女性・男女共同参画ネットワーク等に、活動に必要な情報提供を行うなどにより、活動を支援する。	—	—	男女参画・女性の活躍推進課
男女共同参画センター及びDV総合対策センター事業(再掲)	あらゆる分野での男女共同参画の基本理念の推進を図り、男女共同参画社会の形成を目指すとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、男女共同参画センター及びDV総合対策センターにおいて各種事業を実施する。	106,105	107,125	
県民グループ企画支援事業	県民レベルでの男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画に関するセミナー等を県内グループと協働実施する。			(男女共同参画センター)
企画相談・コーディネート等(再掲)	市町担当者、企業、民間団体、個人等からの男女共同参画に関する企画の相談に応じ、コーディネートすることにより地域での男女共同参画推進の拡がり支援していく。			
男女共同参画お届け講座(再掲)	地域各種団体において、団体の規模・形態を問わず、要望のあった団体(県民)を対象に、出前講座で男女共同参画の基本理念について学習する機会を提供し、男女共同参画社会の形成を促進する。			
さが子育て応援宣言企業登録推進事業	企業のトップが従業員の子育てと仕事の両立をはじめとする、子育て支援に積極的に取り組むことを宣言し、県が宣言した企業等をHP等で広く紹介する。	—	—	こども未来課

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
県内保育施設への就職支援事業費	職場環境の改善に取り組む保育所等を支援するほか、潜在保育士の再就職のための見学会や研修等を実施し、県内保育施設への保育士の就職を促進する。	16,035	17,523	こども未来課
病児保育事業	病児や病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業を実施する市町を支援する。	41,660	48,949	
教育改革推進特別経費補助	通常の教育時間終了後も園児を幼稚園内で預かる「預かり保育」や園児以外も対象として地域の子育て力向上等を目的とする事業を行っている幼稚園に対し補助を行い、子育てを支援する。	38,556	38,067	
放課後児童対策事業費	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校児童の健全な育成を図る。	648,349	726,962	
子育て短期支援事業	市町が実施する子どもを家庭で養育することが一時的に困難な場合に、乳児院や児童養護施設で短期間子どもを預かる子育て短期支援事業に対し、補助金を交付することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	1,131	2,484	こども家庭課
母子保健研修会	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのために、母子保健に係わる指導者への研修会を開催する。	251	270	
専門的母子保健の推進	子どもの発達相談、地域サポート検討会を実施する。	1,971	1,924	
労働相談の実施	中小企業労働相談所において、労働条件、労使関係等の労働相談を実施する。	—	—	産業人材課
ワーク・ライフ・バランス推進事業(再掲)	若年層(特に学生)に県内のワーク・ライフ・バランス優良企業や、その目安となる“くるみん”等優良企業認定制度を知ってもらい、就職先として選ばれる県内企業を増やすことで、企業がワーク・ライフ・バランスWLBに取り組む意義や必要性を理解し、県内全体の底上げ、ワーク・ライフ・バランスWLB取組に対する機運の醸成を図る。 11月を認定制度周知強化月間とし、キャンペーンを実施する。また、ハラスメント等の現状や対応方法について、県内企業の事業主や労働者を対象としたセミナーを実施する。	5,264	5,264	
公共職業訓練(離転職者)(委託訓練)(再掲)	ITや介護の基礎技術などを習得する短期間の職業訓練等を実施する。	218,170	350,334	
子育て世代就活サポート事業(再掲)	子育て世代を対象とした就活フェスタ(子育て世代の就業に協力的な企業による合同企業説明会及び仕事への不安や悩みなどの個別相談、家庭と仕事の両立不安解消のためのワークショップ)などの開催により、子育て世代の就活の後押しを図る。	7,925	7,925	
次世代働き方改革モデル実践事業費	多様な働き方ができる環境を実現するため、専門家による企業の課題解決の個別支援を行い、取組事例を広く発信する。	7,601	7,601	産業人材課
産業人材ステーション事業	佐賀県のしごと相談室を設置し企業とUJIターン人材・外国人材・高齢人材の求職者とのマッチング支援や外国人材雇用に係る企業向けセミナーを実施をし、人材確保を推進する。	1,970	3,697	
新就職支援情報サイト運用・保守事業費	県内での就職希望者向けの就職情報サイト「さがジョブナビ」の保守管理、運用及びコンテンツ制作を実施する。	2,834	5,570	

事業名	事業内容	R4年度	R5年度	担当課
		(2月補正後)	予算額(当初)	
Uターン就職活動交通費支援事業	県外在住(近県は除く)の45歳未満の求職者に対し、県内企業への就職活動にかかる交通費・宿泊費を支援することでUターン就職を促進する。	12,492	12,521	産業人材課
輝くさが農業女子支援事業(再掲)	女性農業者が農業経営等に積極的に参画できるよう、女性農業者の段階的発展を支援する。	2,704	3,601	農業経営課
女性漁業者活動支援事業(再掲)	漁業経営等に大きな役割を果たしている漁村女性グループ活動等の取組を促進する。	20	20	水産課
担い手組織化活動支援事業(再掲)	青年・女性漁業者の交流活動・自己啓発の場としての組織の活動に対し、一定の助成を行う。	743	743	
地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校等における子どもの安全を確保するため、安全ボランティアとして活動されている地域の見守り隊の方や保護者、教諭等への資料提供を通じて、地域ぐるみの学校安全に関する実践的な取組を推進する。	17	17	学校教育課 生徒支援室

第5次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

基本方向1 男女共同参画推進の基盤づくり		
1	重点目標(1)男女共同参画について男女双方の意識の形成	
	(具体的な施策)	(担当課)
1	(1) ① 男女共同参画が必要であることを、あらゆる人々が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信・意識啓発を進めます。	男女参画・女性の活躍推進課、まなび課、広報広聴課
1	(1) ② 県立男女共同参画センターを拠点とし、市町や女性の活躍推進佐賀県会議と連携しながら、男女共同参画に係るネットワークやCSOなどに対し、必要な情報や学習機会を提供するとともに、県内の企業、事業所、教育機関など様々な分野、地域での、きめ細やかな普及・啓発が行われるように努めます。	男女参画・女性の活躍推進課
1	(1) ③ 男性にとっても、男女共同参画社会の実現は重要であり、男女共同参画社会を実現してこそ、より暮らしやすい社会となることへの理解を深めるとともに、男性の家庭、地域、職場などあらゆる場面での意識改革を進めるため、啓発事業に取り組みます。	男女参画・女性の活躍推進課
1	(1) ④ 女性が主体的で多様な選択をし、その能力を十分に発揮するために、女性自身が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれないことがないよう、女性の意識改革に向けた啓発事業に取り組みます。	男女参画・女性の活躍推進課
1	(1) ⑤ 男女共同参画の現状や意識などに関する実態を把握し、その公表を行ったり、県が作成する広報・出版物などにおいても、男女共同参画の視点に立った情報発信を行うとともに、市町等に対し、公的広報ガイドラインを周知します。	男女参画・女性の活躍推進課、広報広聴課
1	(1) ⑥ メディアの表現の自由に配慮しながら、男女共同参画の視点に立った情報発信の必要性を事業者に啓発し、メディアの自主的な取組を促します。	男女参画・女性の活躍推進課
1	(1) ⑦ 男女共同参画社会実現推進の牽引役である県は、庁内における男女共同参画を推進し女性活躍推進法に基づき、「特定事業主行動計画」の策定及び着実な推進を図ります。	人事課
1	(1) ⑧ 県は、市町に対し、男女共同参画意識の高まりを目指し、地域の実情に応じた男女共同参画を総合的で計画的に推進するための市町男女共同参画推進条例が市町において策定されるよう働きかけます。	男女参画・女性の活躍推進課
重点目標(2)幼少期からの男女共同参画について男女双方の意識の形成		
	(具体的な施策)	(担当課)
1	(2) ① 保育所・幼稚園・認定こども園における幼少期からの男女共同参画の視点での保育を促進します。	こども未来課、学校教育課
1	(2) ② 小学校・中学校・高等学校等において、男女の人権尊重、DVに関する知識、相互理解と協力の重要性、健康教育・性に関する指導などについて、子どもの発達段階に応じた適切な教材や指導方法等の充実を図ります。また、性別にとられず、一人ひとりの個性や能力に応じ、主体的に進路を選択できる、生涯を見通した総合的なキャリア教育や進路指導を推進します。	男女参画・女性の活躍推進課、学校教育課、保健体育課、教職員課
1	(2) ③ 男女共同参画の視点を考慮したキャリア教育を含む、県民一人ひとりが学び続けることができる環境づくりを行い、生涯学習の機運をさらに醸成します。	まなび課
1	(2) ④ 既存の青少年関係団体だけでなく、CSOとの協働を進め、子ども・若者育成支援運動を各層に広がります。	こども未来課
1	(2) ⑤ 男女共同参画の意識啓発や固定的な性別役割分担意識の解消のために、教職員を対象とした研修及び啓発推進の指導者育成等の取組を促進します。	こども未来課、学校教育課(人権・同和教育室)、教職員課
1	(2) ⑥ 幼稚園新規採用職員に対して、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、使命感と実践的指導力を身につけさせるとともに、人権意識を高める中で、男女共同参画の在り方についての理解を深めます。	学校教育課
1	(2) ⑦ 幼児を理解する中で、男女差別につながる言動をいち早く察知し適切な指導を行ったり、男女で仲良く活動する中でその心地よさを体験させるなど、保育所や園での生活そのものが男女共同参画の学習機会となるような学級運営の在り方について理解を深めます。	こども未来課、学校教育課
1	(2) ⑧ ICT機器、情報伝達手段の発展の中で、児童生徒及び青少年や保護者・地域に対して、様々な機会を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努めます。また、有害な社会環境の点検と改善を図るとともに、インターネット上の有害情報等から青少年を守るための取組を行います。	こども未来課、まなび課、警察本部・人身安全・少年課、サイバー犯罪対策課

第5次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

基本方向2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり		
2	重点目標(3) 男女間のあらゆる暴力の根絶	
(具体的な施策)		(担当課)
2	(3) ① 「佐賀県DV被害者支援基本計画」の円滑で着実な推進を図ります。	男女参画・女性の活躍推進課
2	(3) ② 県教育委員会及び市町教育委員会等と連携し、暴力を伴わない対等な人間関係を構築する観点からの、若年層を対象とする予防教育を推進します。また、被害者支援に関わる人材の育成、専門家の育成に取り組みます。	男女参画・女性の活躍推進課、保健体育課、こども未来課
2	(3) ③ 県民に対し、男女間のあらゆる暴力や、被害者支援に関する正しい理解を深める啓発や、相談窓口、そして法律に基づく制度についての更なる周知を図ります。	男女参画・女性の活躍推進課、警察本部：広報県民課、人身安全・少年課
2	(3) ④ 地域における男女の人権尊重や、DV問題の周知・理解を促進する研修等を行います。	男女参画・女性の活躍推進課、人権・同和对策課
2	(3) ⑤ 県DV総合対策センターを中心に、官官連携・官民連携による被害者支援、加害者対策など、適切な対応に努めます。	男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、警察本部：広報県民課、人身安全・少年課
2	(3) ⑥ 総合的なDV被害者支援のため、県の配偶者暴力相談支援センターは、各種相談機関との連携体制の整備を推進します。あわせて、ストーカー行為の防止に関する県民向けの啓発を推進します。また、市町の求めに応じた助言等の支援体制の整備を推進します。	男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、警察本部：人身安全・少年課
2	(3) ⑦ DV被害者支援民間グループと、被害者支援において、住宅の確保、就労支援、生活支援、啓発、研修、心のケアなどDV被害者支援民間グループの行う活動と連携し、被害者支援に取り組みます。	男女参画・女性の活躍推進課
2	(3) ⑧ 女性の相談窓口の設置がまだない市町に対し被害者支援等に係るワンストップ・サービスの構築を推進し、相談窓口の設置についても働きかけます。	男女参画・女性の活躍推進課
2	(3) ⑨ 相談や支援に携わる相談員や関係機関の職員に対し、二次被害を起こさないための対応体制の整備と、研修等による資質向上を図ります。	男女参画・女性の活躍推進課
2	(3) ⑩ DVと面前DV(児童虐待)、高齢者への虐待は密接に関係していることから、それぞれの早期発見につながるよう関係機関が連携し、相談・支援体制の充実を図ります。	男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、長寿社会課、学校教育課(生徒支援室)、こども未来課、警察本部：人身安全・少年課
2	(3) ⑪ 特に潜在化しやすいとされる性犯罪・性暴力被害者に対しては、県警あるいはワンストップ支援センター「さがmirai」を中心として、相談対応から急性期の医療支援、また、回復に至るまで中長期的に支援する体制の更なる整備を目指します。	男女参画・女性の活躍推進課、警察本部：広報県民課
2	(3) ⑫ 性犯罪捜査の一層の強化や再発防止のための対応に努めるとともに、犯罪被害者等を支援するための施策を実施します。また、ストーカー規制法の適切な運用など、必要な対策に努めます。	警察本部：広報県民課、人身安全・少年課、捜査第一課
2	(3) ⑬ 売春や人身取引の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りの強化と被害者の保護等の支援を行います。	こども家庭課、警察本部：生活安全企画課
2	(3) ⑭ 携帯電話の普及から犯行形態が多様化しており、県民の相談や事件捜査に適切に対応するため、引き続き、情報の収集や分析を行うなど、取締りを強化します。	警察本部：人身安全・少年課、サイバー犯罪対策課
2	(3) ⑮ 新型コロナウイルス感染症に伴い、家庭内での精神的暴力を含め、DVの増加や深刻化が懸念されたことを受け、こうした非常時にも機能する相談方法を含めた相談支援体制等の充実を図ります。	男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、警察本部：人身安全・少年課
2	重点目標(4) 生涯を通じた男女の健康支援	
(具体的な施策)		(担当課)
2	(4) ① 性と生殖に関して健康であることの重要性について、正確な情報提供に努めるとともに、望まない妊娠の予防、HIV／エイズを含めた性感染症予防、不妊や更年期、高齢期など様々な問題に対応できる相談体制の強化を図ります。また、人工授精経費助成、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)費助成制度の実施及び母子保健に従事する保健師等の資質向上のための研修会や連絡調整会議を実施します。	こども家庭課、健康福祉政策課
2	(4) ② 家庭や学校、地域が相互に連携し、子どもの発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施します。	保健体育課

第5次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

2	(4)	③ 性に関する指導についての指導者研修会を開催します。学校保健計画における性に関する指導の位置付けと実践を推進します。	保健体育課
2	(4)	④ 県内の高校1年生全員を対象としたエイズ予防講演等を実施し、若い世代へ性感染症の正しい知識の普及啓発を実施し、予防指導を充実させます。	健康福祉政策課
2	(4)	⑤ 保健福祉事務所におけるHIV/エイズ相談・検査(匿名、予約不要、検査無料)の利用や医療機関への受診につなげる上で必要な情報提供に努めます。	健康福祉政策課
2	(4)	⑥ 周産期医療体制の確保を促進し、安心して子どもを産むことができる環境づくりを推進します。	医務課
2	(4)	⑦ 様々な媒体を活用した広報により、働き盛りの女性や主婦層等に対して情報を届け、女性特有のがんに関する正しい知識の普及啓発と検診の受診促進を行います。	健康福祉政策課
2	(4)	⑧ 長時間労働の抑制など労働環境の整備を図ることにより、労働者の健康保持に努めるよう、事業所等に対して働きかけます。	男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課
2	(4)	⑨ 仕事、子育て、介護、健康など、男性が抱える様々な問題の解決に向け、男性のための相談体制の一層の充実に努めます。	男女参画・女性の活躍推進課
2	(4)	⑩ 年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりに取り組みます。	スポーツ課
2	重点目標(5)生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる支援と多様性を尊重する環境の整備		
		(具体的な施策)	(担当課)
2	(5)	① 地域に住むすべての人に「居場所と出番」のある住民主体の地域づくりやサービス提供体制づくりに努めます。	社会福祉課
2	(5)	② 市町、関係機関・団体と連携し、複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、包括的な支援を行いその自立を促進するため、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく相談支援、就労支援、多様な就労機会の提供、居住確保支援、家計相談支援等に取り組みます。	社会福祉課
2	(5)	③ 市町、関係機関・団体と連携しながら、男女の均等な機会と公正な待遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、男性も含めた働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進などの取組を進めます。	男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課
2	(5)	④ 子どもの貧困対策について、県の計画を策定し全庁的な取組を推進します。ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、市町、関係機関・団体と連携しながら、居住支援、子育ての支援や生活・健康に対する支援等を行います。	こども家庭課
2	(5)	⑤ 「佐賀県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の自立に向けた意欲を高め、安心して子育てと就業を両立できるための支援を行います。	こども家庭課
2	(5)	⑥ 企業のニーズ把握に努め、今後とも就職に向けての職業訓練を実施し、ひとり親家庭の親が受講しやすいコースの設定にも努めます。	産業人材課
2	(5)	⑦ 児童手当や児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けなど、経済的支援策も実施し、総合的な支援を展開します。	こども家庭課
2	(5)	⑧ 児童扶養手当について、市町、関係機関・団体と連携しながら父母が婚姻を解消した児童のほか、父母の障害、生死不明、遺棄などの状態にある児童の支給要件についても周知を図ります。	こども家庭課
2	(5)	⑨ 家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、生活困窮世帯等の子どもへの学習支援や教育費に係る経済的支援の更なる充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、地域における学習支援等に取り組みます。	こども家庭課、学校教育課(生徒支援室)
2	(5)	⑩ ひとり親家庭の子どもは、親との離別等により精神的に不安定なことが多いことに配慮して、ひとり親家庭の親子への相談支援等を行います。	こども家庭課
2	(5)	⑪ 若者が充実した職業人生を歩んでいけるよう、新規学校卒業者への支援、中途退学者や未就職卒業者への対応、フリーターを含む非正規雇用で働く若者への支援等を行います。	産業人材課
2	(5)	⑫ ニート、ひきこもり、不登校など、困難を有する子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう、複数の支援を組み合わせて行うなど、地域の実情に合った切れ目のない支援を行います。	こども未来課、学校教育課(生徒支援室)

第5次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

2	(5)	⑬ 「第8期さがゴールドプラン」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるような地域包括ケアシステムの推進を図ります。	長寿社会課
2	(5)	⑭ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう、地域における在宅医療・介護の連携を図ります。	長寿社会課
2	(5)	⑮ 市町・関係機関・団体とともに、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、高齢者虐待防止の取組を進めます。	長寿社会課
2	(5)	⑯ 市町・保険者における地域づくりを通じた効果的・効率的な介護予防の推進と高齢者の積極的な社会参加の推進を図ります。	長寿社会課
2	(5)	⑰ 「第5次佐賀県障害者プラン」や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成28年4月施行)、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」等に基づき、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を進めます。	障害福祉課、文化課
2	(5)	⑱ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)等に基づき障害者虐待防止の取組を進めます。	障害福祉課
2	(5)	⑲ 障害者のICT活用能力を向上させる事業を実施し、障害者の生活の質を高め社会参加を促進します。	障害福祉課
2	(5)	⑳ 障害者及び企業等のニーズを反映した訓練を実施し、就職につなげていけるよう取り組みます。	障害福祉課(就労支援室)
2	(5)	㉑ 日本で生活する外国人への教育、住宅、就労支援、法律や制度などについての多言語での情報提供や相談体制の整備、外国人の親を持つ子どもへの支援等について、地域の実態を考慮しながら進めます。	国際課、教育振興課
2	(5)	㉒ 配偶者等からの暴力の被害者である在留外国人女性への支援について、配偶者からの暴力に関する専門的知識を持った通訳が可能となるような体制づくりを含め、適切な支援を進めます。	男女参画・女性の活躍推進課、こども家庭課、国際課
2	(5)	㉓ 様々な性的指向や性自認等を理由として困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発活動の促進や、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進めます。	男女参画・女性の活躍推進課、人権・同和对策課
2	(5)	㉔ 高齢者や障害者、子育て・妊娠中の方など、みんなが心地よく外出できる、人にやさしいまちのスタイルを「さがすたいる」として広げる取組を行い、日常生活の場において困りごとを抱えがちな当事者と県民の接点を増やします。	県民協働課
2 重点目標(6)防災・復興における男女共同参画の推進			
		(具体的な施策)	(担当課)
2	(6)	① 県の防災会議については、県の審議会等への女性委員の参画率の目標(40%以上)を維持するよう、引き続き関係機関への説明、要請等に取り組みます。	危機管理・防災課
2	(6)	② 男女共同参画の視点が取り入れられるよう、県や市町の地域防災計画等の各種計画や災害に関する各種対応マニュアル等において、情報提供や助言を行います。また、防災の現場における男女双方の参画を進めます。	危機管理・防災課、社会福祉課、男女参画・女性の活躍推進課
2	(6)	③ 「男女共同参画の視点を取り入れた災害時避難所運営の手引き」(令和元年度作成)を利活用し、防災分野における新たな女性人材の育成や、地域防災に携わる人への男女共同参画の視点からの取り組みに関する理解促進を図ります。	男女参画・女性の活躍推進課
3	(6)	④ 固定的な性別役割分担意識の解消など、防災・復興対策に男女共同参画の視点が適切に反映されるよう、日頃から、各種研修会等を通じた啓発に取り組みます。	危機管理・防災課、社会福祉課、男女参画・女性の活躍推進課

第5次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

基本方向3 女性が活躍し、男女がともに参画する社会づくり		
3 重点目標(7)女性の活躍推進と男性の意識改革・行動変革		
3	(具体的な施策)	(担当課)
3	(7) ① 男女が長期的な視点に立ってそれぞれの人生を展望し、働くことを位置付け、男女を問わず経済的に自立していくことの重要性について、労働者、経営者、教育関係者など様々な立場の人々に対し、意識啓発を図ります。	男女参画・女性の活躍推進課、学校教育課、まなび課
3	(7) ② 女性管理職の育成や女性の就業継続に向けた、企業・事業所による研修の実施等を支援するとともに、経営者等の理解を促進し、企業・事業所における女性の活躍を応援する動きを支援します。	男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課
3	(7) ③ 企業・事業所に対し、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の周知を図り、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を推奨し、男性の育児休業等の取得しやすい環境づくりを進めるため、情報提供やセミナー等による意識啓発を行います。	男女参画・女性の活躍推進課、産業人材課
3	(7) ④ 男性の家事や育児への参画意識を高める意識啓発事業に取り組みます。	男女参画・女性の活躍推進課
3	(7) ⑤ 育児・介護等により就業を中断する女性が多い現状を考慮し、いったん離職した女性の職業訓練など、再就職支援の充実を図ります。	産業人材課
3	(7) ⑥ 就業を希望する女性に対し、県のホームページ上に専用サイトを設け、女性への就職支援の情報を一元的に提供します。	産業人材課
3	(7) ⑦ 起業を目指す女性に対して、起業に関する知識・手法に関する情報や学習機会の提供など、支援の充実を図ります。	男女参画・女性の活躍推進課、産業政策課
3	(7) ⑧ テレワークやWeb会議システム等の導入等、多様で柔軟な働き方の普及促進や導入支援を行います。	男女参画・女性の活躍推進課、産業政策課、産業人材課
3	(7) ⑨ 商工業や農林漁業において、女性に偏りがちな家事・育児・介護等の負担を男女で分かち合うため、家族一人ひとりがお互いを尊重し合い、評価し合うとともに、固定的な性別役割分担意識、慣行、慣習などを見直していくよう啓発に努めます。	男女参画・女性の活躍推進課、産業政策課、農業経営課、水産課
3	(7) ⑩ 農山漁村の地域資源を生かした生産・加工・販売等の起業支援や女性が働きやすい就農条件・労働環境の整備などの取組を支援します。	男女参画・女性の活躍推進課、農業経営課、水産課、産業政策課
3	(7) ⑪ 農業及び漁業における「家族経営協定」の普及活動を進めるとともに、協定の締結や内容の改善に向けて助言を行います。	農業経営課、水産課
3	(7) ⑫ 女性農業者等の経営発展に意欲がある農業者に対する雇用型経営や、経営の複合化・法人化・多角化などの企業的な農業経営の発展に関する研修(スキルアップ研修)等を実施します。	農業経営課、林業試験場
3	(7) ⑬ EC(ネット通販)を含む新規出店や、ICTを活用した販売促進に積極的にチャレンジする若者や女性商業者を中心とした新たな世代の商業者への支援を行います。	産業政策課
3	(7) ⑭ 「佐賀県人材育成基本方針」に掲げる各施策等の積極的活用・推進による意欲ある女性職員の積極的な登用の推進を図ります。	人事課、教職員課、自治修習所
3	(7) ⑮ 建設業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により就業継続を実現するためのセミナー(講義及び交流会)を開催し、女性活躍を推進するネットワークを構築することによって、建設業がこれまで以上に女性が就業しやすい業界、ひいては男女問わず誰もが働きやすい業界になることを目指しています。	建設・技術課

第5次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

3 重点目標(8) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進		
	(具体的な施策)	(担当課)
3	(8) ① 女性の能力発揮が、それぞれの事業所・団体等や地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図るとともに、女性の参画状況についての調査、公表、好事例の情報発信を行います。	男女参画・女性の活躍推進課
3	(8) ② 一人ひとりが自分にあった生き方をイメージし、それを現実させようとする意思を持てるように、様々な働き方やキャリア形成に応じた身近な好事例を発掘し、積極的に発信します。	男女参画・女性の活躍推進課
3	(8) ③ 県の各種審議会等への女性の参画促進(40%以上)及び女性委員のいない審議会等の解消に取り組めます。	男女参画・女性の活躍推進課、全部局
3	(8) ④ 市町の各種審議会や農業委員及び農協・漁協等の理事等における積極的な女性の参画促進に向けた取組が推進されるよう働きかけるとともに、情報提供等の支援を行います。	男女参画・女性の活躍推進課、生産者支援課、農業経営課、林業課、水産課
3	(8) ⑤ 「女性の活躍推進佐賀県会議」の会員登録、自主宣言企業や県内経済団体等と連携し、女性の活躍の重要性に関する理解の促進、企業への情報提供、管理職候補者となる女性職員の養成等の取組を支援します。	男女参画・女性の活躍推進課、産業政策課、農業経営課、農業経営課、林業課
3	(8) ⑥ 商工業・農林漁業や農山漁村における、政策・方針決定過程への女性参画の拡大や、女性の地位の向上など、女性が活動しやすい環境づくりを促進します。	男女参画・女性の活躍推進課、産業政策課、農業経営課、水産課、林業課
3	(8) ⑦ 事業所など各種団体等に対し、実施主体の特性に応じた実効性のあるポジティブ・アクション(積極的改善措置)の取組について働きかけるとともに、情報提供等を行います。	男女参画・女性の活躍推進課
3	(8) ⑧ 女性の政治分野への参画拡大に向けた気運の醸成を図るための広報・啓発を行うとともに、女性の活躍を応援するための取組を実施します。	男女参画・女性の活躍推進課
3	(8) ⑨ 公務員の成績主義の原則を前提としながら、県における女性職員(教職員を含む)において、職域拡大や研修等を通じて、管理職における女性の参画の拡大を推進します。	人事課、教職員課、自治修習所
3	(8) ⑩ テレワークなど多様な働き方を実現し、県の女性職員が仕事と家庭生活との両立を図りながらキャリアアップできる環境づくりを進めます。	人事課、行政デジタル推進課
3	(8) ⑪ 県の女性職員の登用に積極的に取り組んでいきます。	人事課、教職員課
3	(8) ⑫ 女性活躍推進法に基づき、県は、特定事業主行動計画を策定・公表し、計画の内容を推進します。	人事課、教職員課
3 重点目標(9) 仕事と家庭・地域生活が両立する環境づくり		
	(具体的な施策)	(担当課)
3	(9) ① ワーク・ライフ・バランスが、事業所や経済社会の活性化や、個人の生活の充実につながるものであることを強調し、効果的な意識啓発に努めます。	男女共同参画・女性の活躍推進課、産業人材課、こども未来課
3	(9) ② 男女の多様なライフスタイルに対応した子育て・介護に対する相談支援体制の整備と情報提供等の支援を行います。	こども未来課、こども家庭課、長寿社会課
3	(9) ③ 事業所・団体等における管理職等のイクボス(部下や次世代を育てる上司)の意識啓発を推進するとともに、両立支援制度の積極的な取得に向けた男性に対する意識の啓発を図ります。	男女参画・女性の活躍推進課
3	(9) ④ 事業所が主体的にワーク・ライフ・バランスを推進することができるよう、生産性の向上に向けた効率的な働き方や妊娠・出産・育児・介護等、各ライフステージにおける職場での配慮の在り方、年次有給休暇の取得促進等に関し、指針や好事例を提供するとともに、これらに積極的に取り組む事業所を支援します。	産業人材課、男女共同参画・女性の活躍推進課、医務課、建設・技術課
3	(9) ⑤ 妊娠や出産等により離職後、再就職するにあたって、ブランクや家庭との両立への不安等がある子育て世代の就活をサポートし、産業人材としての復帰に向けて後押しします。	産業人材課
3	(9) ⑥ 中小企業における健全な労使関係の確立、労務管理の改善、労働組合の組織運営、労働福祉の向上等に資するため、産業人材課に中小企業労働相談所を併設して、労働者及び使用者からの労働問題に関する相談に対し助言を行います。	産業人材課

第5次佐賀県男女共同参画基本計画 施策体系表

3	(9)	⑦ 「佐賀県次世代育成支援地域行動計画」に基づき、保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、病児・病後児保育施設における子育て支援を拡充するとともに、子育て家庭への情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。	こども未来課
3	(8)	⑧ 預かり保育や地域の子育て力向上等を目的とする事業を実施する園を支援していきます。放課後児童クラブの待機児童等の解消に向け、施設改修や新設への補助制度を市町に積極的に活用してもらうように促すとともに、放課後児童クラブで児童を支援する者の質の向上を図るため、放課後児童支援員を養成する認定研修を実施します。	こども未来課
3	(9)	⑨ 従業員の子育てと仕事の両立をはじめとする、子育て支援に積極的に取り組むことを宣言いただいた企業・事業所の登録制度を推進し、登録いただいた企業等を広く紹介します。	こども未来課
3	(9)	⑩ 子どもを持つ看護職員等の離職防止と未就業看護職員の再就業を容易にするため、保育所を設置する病院に対し保育所運営を支援します。また、勤務環境改善につながるよう、要望が多い特色のある保育(休日保育など)の取組の促進を図ります。	医務課
3	(9)	⑪ 男女共同参画社会実現推進の牽引役である県が率先して、仕事と家庭、地域生活の両立がしやすい職場となるよう環境整備を進めます。	男女共同参画・女性の活躍推進課、人事課
3	(9)	⑫ 男性の家事・育児や地域活動への参画を促進するため、CSOや公民館等と連携し、情報や学習機会の提供を行います。	男女共同参画・女性の活躍推進課、まなび課
3	(9)	⑬ 職場や家庭・地域生活において活躍する男女の好事例の発掘を行い、積極的に情報発信します。	男女共同参画・女性の活躍推進課
3	(9)	⑭ 家族経営協定の締結の推進と女性農業者を対象とした栽培技術に関する研修会等を通して農業経営への参画を促します。また、農村における男女共同参画への意識改革を推進します。	農業経営課、水産課
3	(9)	⑮ 各地区、県単位等での女性農業者同士のネットワークづくりを推進します。	農業経営課、水産課
3	(9)	⑯ 「農山漁村女性の日」の関連行事等を通じ、農林漁業関係団体と連携して、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図ります。	農業経営課、水産課
3	(9)	⑰ 様々な情報発信を行い、移住促進、UJIターン(転職)者に対する支援の取組を進めます。	産業人材課
3	(9)	⑱ 庁内において、育児休業中の県職員の交流や職場復帰に向けた不安解消のため、県職員育児休業者交流研修会を実施します。	人事課
3	(9)	⑲ 庁内において、テレワークを推進することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	人事課、行政デジタル推進課
3	(8)	⑳ 庁内において、引き続きテレワークを推進することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っていきます。	行政デジタル推進課